

兵庫県公報

令和2年12月25日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒の実施（畜産課）	1

告 示

兵庫県告示第1355号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、以下のとおりの消毒を実施することを命ずる。

令和2年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の継続的な予防
- 2 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う施設を除く。
- 3 実施の期日
令和3年1月1日から同年3月31日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の施設内（家きん舎周囲及び敷地外縁部）散布